

高齢者保護情報共有サービス事業のご案内

1 「高齢者保護情報共有サービス事業」とは

QRコードが印刷されたラベル・シールとICTサービス（どこシル伝言板）を用いて、自らの個人情報を開示せずに、対象となる方の安否情報等をインターネット上で共有し、認知症による徘徊症状により行方不明となった方の身元確認や家族への引渡しを円滑に行います。

（1）事業の流れ

＜事前準備＞

対象となる方の衣服や杖・シルバーカー等の所持品にラベル・シールを貼付します。

＜対象となる方の行方不明事案が発生した場合＞

- ① 発見者が、対象となる方を保護します。
- ② 発見者が、対象となる方のラベル・シールに印刷されているQRコードを読み取ります。
- ③ 対象となる方の事前に登録されたご家族等にQRコードが読み取られた旨の通知メールが送信されます。
- ④ 発見者と対象となる方のご家族等の間で、インターネット上の伝言板を用いて、対象となる方の位置や健康状態等の安否情報を共有します。
- ⑤ 対象となる方の身元を確認し、ご家族等が対象となる方を引き取ります。

（2）交付枚数

1人あたり40枚（耐洗ラベル30枚、蓄光シール10枚）

（3）交付費用

無料（ただし、初回のみ）

2 対象となる方

市内在住の在宅高齢者の方で、要介護認定または要支援認定を受け、認知症による徘徊症状が見られる方。

3 利用者（申請者）となる方

対象となる方と同居または同様の状況にあり対象となる方を常時介護している方。

※対象となる方の状況によっては、家族以外の方が利用者（申請者）となることも可能です。

ラベル・シール見本



※サイズ

耐洗ラベル 2.4cm×5.0cm

蓄光シール 2.4cm×4.5cm

（保護シール使用時は3.4cm×5.5cm）

4 利用までの流れ

利用申請書等（5「申請に必要な書類」参照）を、対象となる方がお住まいの各区高齢障害支援課に提出してください。

各区高齢障害支援課において、書類を審査し、利用の可否を決定します。

利用が決定した方には、ラベル・シール等を交付します。
※対象となる方の情報は、千葉市で登録手続きを行います。
※登録手続き後、登録されたメールアドレスにテストメールを送信します。
迷惑メール対策等を設定されている方は、「@qr-d.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いします。
※ラベル・シール等は、対象となる方以外への譲渡や転貸等不正に使用しないでください。
※ラベル・シール等を紛失してしまった場合は、各区高齢障害支援課までご連絡ください。

5 申請に必要な書類

（1）利用申請書（様式第1号）

※家族ではない方が利用者（申請者）となる場合は、あらかじめ対象となる方のご家族等に利用を申請することについて同意を得てください。

（2）同意書（様式第2号）

（3）登録シート（様式第3号）

6 その他

（1）次の場合は、異動届（様式第5号）を各区高齢障害支援課に提出してください。

- ・対象となる方・利用者（申請者）となる方の氏名、住所、要介護・要支援認定、電話番号、メールアドレス等、提出されている情報に変更が生じた場合。
- ・サービスの利用を終了する場合（6（2）に記載の利用対象外の場合を含む。）。
- ・生計状況に変更がある場合。

（2）次の場合は、利用対象外となります。

- ・対象となる方が施設等に入所し、在宅でなくなったとき。
- ・対象となる方が長期間（3か月以上）入院または療養し、在宅に戻る見込みが立たないとき。
- ・対象となる方が市外に転出したとき。
- ・対象となる方がお亡くなりになったとき。
- ・利用者（申請者）となる方が「3 利用者（申請者）となる方」の要件に該当しなくなったとき。
- ・虚偽その他不正な手段で利用していることが認められたとき。